

## 武蔵村山市個人情報保護審議会会議の今後の進め方（案）

## 1 調査審議の方針

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についての規律が対象ごとに分かれていたものを、個人情報保護法に一元化することとされた。
- (2) これによる改正個人情報保護法の施行期日は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する規定については、デジタル社会形成整備法の公布の日（令和3年5月19日）から1年以内の政令で定める日から施行するというので、既に令和4年4月1日から施行された。一方、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、デジタル社会形成整備法の公布の日から2年以内の政令で定める日（令和5年春が予定されている。）から施行することとされている。
- (3) これまで本市の個人情報保護制度は、武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号。以下「条例」という。）により規律・運用されてきたが、令和5年春からは、改正個人情報保護法により規律・運用されていくことになり、国（個人情報保護委員会）からは、改正個人情報保護法による条例委任事項等を定める個人情報保護法施行条例案のイメージが示されている。
- (4) 今後、武蔵村山市からは、この個人情報保護法施行条例の規定内容をどのように整理していくのかを本審議会でも調査審議いただきたい旨の諮問が予定されている。

## 2 審議会の所掌事項

審議会の所掌事項には、この条例によりその権限に属する事項（目的外利用の承認等、条例第22条第2項第1号）のほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項（同項第2号）があることから、武蔵村山市長からの諮問を受けて調査審議を行い、その結果を市長に答申することとする。

## 3 審議会の開催予定及び審議内容

回数	開催時期	審議内容
第1回	令和4年5月上旬から中旬	市長からの諮問、審議会の審議内容報告
第2回	6月上旬から中旬	条例の規定項目の整理
第3回	7月上旬から中旬	条例の規定項目の整理
第4回	8月上旬から中旬	中間答申案の確認
<p>中間答申を基に、市側で条例案を策定する。 その後、10月上旬から1か月程度の期間、パブリックコメントを実施し、市民からの意見募集を行う。</p>		

第5回	11月上旬から中旬	パブリックコメントにより寄せられた市民からの意見を踏まえた最終答申の確認
-----	-----------	--------------------------------------



令和4年第4回市議会定例会に条例案を提案

#### 4 その他

- (1) 答申に盛り込むべき事項（条例に規定すべき事項）については、あらかじめ事務局で検討項目を整理する。
- (2) 条例案の具体的な記述内容は、別途市内部に設置される例規文書審査会で審議されるため、審議会での審議は、課題認識、方向性等大枠での議論が中心になる。